

北九州市動物愛護推進員募集要項

北九州市では、動物の愛護と適正な飼養を推進するため、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護法」という。）第38条の規定に基づく動物愛護推進員（以下「推進員」という。）を募集します。

推進員は、犬・猫等の動物の愛護や正しい飼い方について市民の理解を深めるため、ボランティアとして積極的・自主的に活動を行っていただくことを目的として委嘱するものです。

このような趣旨をご理解いただき、動物愛護の推進に熱意があり、市の施策にご協力いただける方を広く募集します。

- 1 募集人数 10名程度
- 2 募集期間 令和3年2月1日（月）から3月1日（月）まで
- 3 応募資格 以下の全てに該当する方
 - （1）北九州市内に在住する20歳以上の方
 - （2）動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有する方
 - （3）市が実施する事業への協力や研修会等への参加ができる方
 - （4）北九州市の条例や法令を厳守できる方
 - （5）動物愛護法その他動物関連法令に反する行為等により、勧告又は命令等を受けたことのない方
 - （6）活動を行う上で知り得た個人情報等について、守秘義務を遵守できる方
 - （7）推進員として氏名、主な活動地域等の公表に同意できる方
 - （8）以下に該当しない人
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- 4 委嘱期間 令和3年4月1日から令和5年3月末まで
- 5 活動内容 推進員は、以下のような活動を、自分ができる範囲内で行います。
 - （1）動物の愛護と適正な飼養の推進のために市が行う施策への協力
 - ・動物愛護センターで行う動物慰霊祭への協力
 - ・動物愛護デー等の動物愛護に関する普及啓発事業への協力
 - ・犬猫ふれあい教室への協力
 - ・防災訓練などペットの災害対策の普及啓発事業への協力

(2) 動物愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深める活動

- 市民啓発事業
- どうぶつ愛護フェスティバルでの、行政と協働の動物愛護管理普及活動
- 市役所前譲渡会等への協力

(3) 住民や飼主に対し、その求めに応じて、必要な助言・支援等をする活動

- 地域猫活動のコーディネート
- 地域における動物飼育相談等

※「北九州市動物愛護推進員の活動」についての報告会を、募集期間に開催する予定です。詳しい活動を知りたい方は参加してください。

日時、会場は市のホームページで案内します。

- 6 報酬など 推進員活動、会議や研修参加などに対する謝礼や交通費などの支給はありません。ボランティア保険への加入は北九州市で行います。
- 7 応募方法 以下の書類を郵送または持参してください。(3月1日(月)必着のこと)
- (1) 応募用紙
 - (2) 小論文
 - (3) 応募者本人の写真(縦3cm×横2.5cm、正面・無帽・無背景、スナップ写真は不可) *写真は身分証に使用します。
- ※提出していただいた書類、写真の返却はいたしません。
- ※応募用紙の様式は、北九州市動物愛護センターで配布するほか、北九州市ホームページ「動物愛護センター」のページからもダウンロードできます。
- 8 選考方法 応募いただいた書類を審査し、書類審査合格者のみ後日面接を行います。
- その後、書類審査・面接結果及び地域ごとの配置状況などを考慮し決定します。
- ※面接は、令和3年3月の平日昼間を予定しています。
- 日程等についてはあらためてご連絡します。
- 9 結果報告 選考結果は、応募いただいた方全員に個別にお知らせします。
- ※個別の成績のお問い合わせにはお答えできません。

10 応募先・問合せ先 〒803-0801
北九州市小倉北区西港町24-7
北九州市保健福祉局保健衛生部動物愛護センター
「北九州市動物愛護推進員募集係」
電話：093-581-1800 FAX：093-582-8852

11 注意事項 (1) 推進員は公務員に準するような職務資格を有しないので、立入り・監視指導や措置命令を行うなどの権限はありません。
(2) 活動を行う上で知り得た情報を第三者に漏らしてはいけません。推進員の委嘱期間が終了した後も同様です。